

一般財団法人日本 ADR 協会（JADRA）主催 —— シンポジウム開催

## 「ADR はどう変わるか～IT 化の可能性と課題～」 のご案内

日 時：2019 年 7 月 12 日（金） 14：00～17：00

会 場：公益社団法人商事法務研究会 3 階会議室

現在、裁判手続の IT 化が検討され、立法化に向けた準備がなされています（2020 年に法制審議会に諮問予定）。ADR は、もともと柔軟な手続により紛争当事者のアクセス拡大を図ることを趣旨の一つとしており、ADR の IT 化により「いつでも、どこでも」利用できるよう整備することは ADR の社会的意義を高め、また、ADR 利用の活性化にも繋がり得ると考えられます。

本協会は、ADR の果たすべき社会的役割やその振興の観点から、IT 化の検討を重要なミッションの一つと考えております。そのため、2017 年の拡大シンポジウムで「ADR 3.0」を目指す取組みとして ADR の IT 化の意義を検討し、引き続き昨年のシンポジウム「IT は ADR の利用拡大につながるか？」において、より具体的な検討を行いました。いずれも盛会となり、改めて感謝申し上げます。ご参加の人数も増加しており、ADR・相談関係者の IT 化への関心の強さを反映しているものと存じます。

昨年のシンポジウムでは、①IT 技術の利活用の事例（例えば、スカイプ等を用いて遠隔地間を結ぶ ADR）のご紹介、②本協会が現に運用している ADR 機関検索システム（[http://japan-adr.or.jp/search/adr\\_search.php](http://japan-adr.or.jp/search/adr_search.php)）をさらに発展させた、利用申込み等の機能を付加したシステムのご提案、およびその意義（利便性の向上など）や課題の検討、③海外での ADR の IT 化の先進的事例（オンライン ADR、AI を使った調停等）のご紹介、および導入した場合の ADR の変容の可能性を検討しました。

ところで、昨年のシンポジウムの時点では「(少なくとも日本では) 未来のこと」と想定されていた③ですが、その後の IT 技術の進展や経済社会のニーズ、これらを踏まえた社会的推進力により、「明日のこと」になろうとしています。例えば、オンラインでの交渉や調停（Online Dispute Resolution: ODR）、ウェブ会議やクラウドを使った ADR 等は、技術的には十分な実現可能性に達しているようであり、今後は、IT 化自体は前提とした上で、そのあり方を検討する段階に入っていると思われまます。

そこで、本シンポジウムでは、「明日のこと」に迫った IT 化について、その現況、可能性、および課題について、さまざまな視点から検討を加えたいと考えています。まず現況については、隔地者間 ADR のための IT 利活用とその隘路（経済的負担、インフラ整備等）、および消費者サイドからの課題分析などを予定しています。また IT 化の可能性については、開発中ながらフィジビリティの高い ODR についてデモンストレーションを行い、消費者、ADR 機関運営者、法曹関係者等から評価や課題の指摘などを行う予定です。

これまでご紹介してまいりましたように、IT 化には多くのメリットがあり、B to C、B to B の双方において、これまで潜在していた ADR 需要を顕在化することも期待されます。また、国内外で e コマース事業者やプラットフォームの ODR 利用義務が議論される等、法制的な影響も大きく、その推進へ向けた検討には大きな意義があります。他方、IT 化にはさまざまな課題や法的・制度的制約も存在すると考えられます。例えば、IT デバイドによりアクセスが後退する利用者が生ずる恐れや、ヒアリングや顔を合わせての話し合いなどの ADR での対人コミュニケイ

ションが減殺される恐れも指摘されています。また、ODRプログラムの適正性や法的情報の処理のあり方なども検討課題となると思われます。

現在、ADRのIT化は将来の夢ではなく現実的なものとなり、そのADR利用への影響や導入に向けた隘路の検討も、喫緊の課題となりました。ADRの新たな可能性と課題について、皆さまとともに考えてまいりたいと存じます。ご多忙と存じますが、ぜひご参加くださいますようご案内申し上げます。

## プログラム

【司会】当協会理事・ADR調査企画委員会副委員長・弁護士 河 井 聡

◆開会ご挨拶◆ 当協会代表理事・一橋大学教授 山 本 和 彦

◆ご挨拶◆ 法務省大臣官房司法法制部長 小 出 邦 夫

◆講 演◆ 「ADRをめぐる諸情勢について」  
法務省大臣官房司法法制部審査監督課長 三 宅 啓 介

◆パネルディスカッション◆  
「ADRはどう変わるか ～IT化の可能性と課題～」

モデレータ： 当協会ADR調査企画委員・弁護士 森 大 樹

パネリスト（五十音順）： 弁護士 伊 藤 雅 浩

北海道行政書士会 行政書士会北海道ADRセンター長 河 上 隆

当協会評議員・公益財団法人自動車製造物  
責任相談センター常務理事・事務局長 佐々木 誠

公益社団法人全国消費生活相談員協会  
金融サービス研究会主任研究員 樋 山 昌 子

当協会ADR調査企画委員・  
株式会社ODR Room Network代表取締役 万 代 栄一郎

ミドルマン株式会社代表取締役 三 澤 透

民間総合調停センター事務局長・弁護士 満 村 和 宏

◆閉会ご挨拶◆ 当協会理事・ADR調査企画委員会委員長・京都大学教授 山 田 文

●懇親会●

本シンポジウム終了後に2階にて開催いたします(17時過ぎ～19:00を予定)ので、是非こちらもふるってご参加ください。

●お申込み・参加費用等●

- ・お申込みは、こちらのURL<<https://forms.gle/x1gSiXqGNgmZJXf88>>にアクセスしていただくか、下記参加申込書にご記入のうえ、電子メール(jadra\_sec@shojihomu.or.jp)またはFAX(03-5643-7186)にてご返送ください。締切は7月2日(火)となります。
- ・参加費用は、当日、受付にてお支払ください。  
当協会の正会員は、年会費1口につき1名無料(懇親会も無料)、賛助会員は無料です。  
非会員の方(1名分)は、シンポジウム参加費3,000円、懇親会参加費2,000円になります。
- ・インターネット配信をご希望の方には、事前にURLをお伝えいたします。

●会場アクセス●

公益社団法人商事法務研究会 3階会議室(懇親会:1階会議室)

(住所) 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10 茅場町ブロードスクエア

(地図) <https://www.shojihomu.or.jp/p002>

日比谷線「茅場町駅」1番出口から約2分、東西線「茅場町駅」3番出口から約3分

日比谷線「八丁堀駅」A4出口から約2分、JR京葉線「八丁堀駅」B1出口から約3分

JR「東京駅」八重洲中央出口から約15分

参加申込書

2019年7月12日(金)

◆シンポジウム◆

締切: 7月2日(火)まで

E-mail: jadra\_sec@shojihomu.or.jp

FAX:03(5643)7186 / TEL:03(5614)5672

一般財団法人日本ADR協会事務局 行

(公益社団法人商事法務研究会 内)

区分	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 会員外
お名前	(ふりがな)	
ご所属	(団体・企業等)	
	(部署名・役職等)	
ご住所		
電話番号		
E-mail		
インターネット配信	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
懇親会	<input type="checkbox"/> ご出席	<input type="checkbox"/> ご欠席